

指定障害福祉サービス事業者の指定後の手続きについて
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 事業者等)

目次

変更届の提出について	1
変更届の提出書類一覧	2
《重要》『業務管理体制の届出』について	3
居宅介護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	4
居宅介護特定事業所加算チェックリスト（Ⅳ）	10
重度訪問介護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	15
同行援護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	21
行動援護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	28
同行援護・行動援護特定事業所加算チェックリスト（Ⅳ）	35
障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について	40
障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について	41
質問の多い事項	42
同行援護従業者養成研修に相当すると都知事が認めた研修について	45
特定相談支援事業の指定基準等について	46
相談支援専門員の要件	47



変更届の提出について

指定要件に関わる事項の変更は、変更届の提出が必要です。

変更届の提出にあたっては、次の点にご留意ください。

- 1 変更後10日以内に提出してください。(資料「変更届の提出書類一覧」参照)
※住所変更、人員変更等の届出に、漏れのないよう定期的なチェックをおこなってください。
※介護保険の訪問介護の提出とは別に、居宅介護等での提出が必要です。
- 2 居宅介護員（ヘルパー）等の変更については、年1回以上の届出を行ってください。時期については任意です。
- 3 資格・実務経験が必要となる職種の人員変更にあたっては、要件確認を確実に行ってください。
なお、要件については、以下の資料をご参照ください。
「障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について」
「障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について」
※双方とも本資料に掲載しております。
(1) 実務経験証明書を提出する場合は、原本を提出してください。
やむを得ず写しを提出する際には、事業者の原本証明を付してください。
また、有資格者は資格証の写しを添付してください。
(2) 研修修了を要件とする職種については、修了証写しを添付してください。
- 4 特定事業所加算を算定している場合、要件に該当しないことが判明したら、直ちに変更届を提出してください。
→加算の算定要件については、加算取得の届出後においても常に要件を満たしている必要があります。
特定事業所加算の算定要件に関するチェックリストを本資料に掲載しておりますので御参考まで。

提出書類は、必ず控えを保管してください。

- 5 本資料に掲載している様式類については、下記サービス情報ページにアップロードしておりますので、適宜御活用ください。

東京都障害者サービス情報（書式ライブラリ）

→<https://www.shougaiukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspTop.php>

変更届の提出書類一覧

変更届の提出書類一覧（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

（変更後、10日以内に届出てください。加算の適用を受ける場合は前月の15日までに提出をしてください。）*介護保険の訪問介護指定事業者は、介護保険の提出とは別に障害福祉サービスとして提出が必要です。

●必要書類/この他参考になる書類がありましたら添付してください。

なお、収受印を押した変更届の写しを希望される場合は、変更届の写しと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

●変更届提出先 〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル18階

公益財団法人東京都福祉財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）

変更事由/変更後内容を記載の必要書類	変更届出書	付表	別紙2	登記簿謄本 (現在事項 全部証明 *コピーでも 可)	条例 (公営事業所 のみ)	事業所の 平面図	設備・備品 リスト	経歴書						資格免状の写 し(*3)	相談支援従 事者研修修 了証書	実務経験証 明書	勤務体制表	運営規程	非該当誓約 書及び役員 等名簿	事業所一覧	同行援護従 業者養成研 修一般課程 修了証明書	同行援護従 業者養成研 修応用課程 修了証明書	行動援護従 業者養成研 修了証明 書	介護給付費等 算定に係る体制等 に関する届出書 (様式第5号)	介護給付費等 体 制等状況一覧
								管理者	サービス提供責任者	相談支援専門員	地域移行・定着支援を担当する者	同行援護従業者	行動援護従事者												
1 事業所（施設）の名称	●	●																							
2 事業所（施設）の所在地 * 電話・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること	●	●				● (*2)																			
3 申請者（設置者）の名称 【法人名変更】	●			●																●					
4 主たる事務所の所在地 【法人本部・区市町村役所の移転】 * 電話・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること	●			●	●															●					
5 代表者（設置者）の氏名及び住所	●			●																●	●				
6 登記簿の謄本 又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	●			●	●															●	●				
7 事業所（施設）の平面図及び設備の概要	●					● (*2)	●																		
8 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	●	●							●												●				
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	●	●							●				●	▲ (*4)	●	●						●	●		
11 主たる対象者	●	●																		●					
12 運営規程 【居宅介護の内容、通常事業実施地域変更等】	●	●																		●					
13 介護給付費等の請求に関する事項（地域生活支援拠点）	●																							●	●
19 併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	●	●				●	●																		
20 同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	●	●				●	●																		
その他	同行援護従業者の変更	●	●													▲ (*5)	●	●				● (*5)			
	行動援護従業者の変更	●	●														●	●	●				●		
	相談支援専門員の変更	●	●	●							●					●	●	●							
	地域移行・定着支援を担当する者の変更	●	●									●													
	上記以外の従業者（*1）	●	●																						

*1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護（以下、訪問系事業）の居宅介護員等の変更については、年1回以上の届出（時期は任意）を行うこと。

*2 訪問系事業者は写真を添付すること。ただし、介護保険法の居宅事業の指定を受けている場合は不要。

*3 訪問系事業の従業者で、介護保険法訪問介護事業の従業者として兼務していない場合は裏面に記名捺印すること。

*4 ヘルパー2級の場合は介護等の3年以上の実務経験がわかる実務経験証明書を添付すること。

また、行動援護サービス提供責任者の場合は、知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に3年以上（経過措置対象者は5年以上）従事したことがわかる実務経験証明書を添付すること。

*5 同行援護従業者の要件については複数あるため、該当する場合に提出すること。

行動援護従業者については必ず添付すること。

《重要》『業務管理体制の届出』について

《重要》 『業務管理体制の届出』 について

平成24年4月1日から事業者(法人)は指定を受けた後、障害者総合支援法第51条の2及び第51条の31の規定に基づき『業務管理体制の届出』の提出が義務付けられました。(事業者(法人)単位の届出が必要です。)

【事業者(法人)で初めて障害者総合支援法に基づく事業所の指定を受けた場合】

⇒ 新規に業務管理体制の届出(第25号様式)が必要です

【すでに届出済みの場合】

◆事業所が2以上の都道府県に所在することとなった場合 ⇒ 区分の変更の届出(第25号様式)が必要です

◆届出事項に変更がある場合(下記例) ⇒ 業務管理体制の変更届出(第26号様式)が必要です

- ・法人の名称、所在地、代表者氏名等及び、法令遵守責任者に変更があった場合
- ・事業所数増により、整備すべき体制に変更があった場合

★届出様式及び詳細については東京都障害者サービス情報のホームページからダウンロード可能です。



東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー > B 業務管理体制の整備
(URL) <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=057>

※ 届出先封筒貼付用にご活用ください。(児童福祉法に基づく届出に関しては、届出先が異なります。)

※<キリトリ線>

〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎

東京都福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 在宅支援担当 行

<業務管理体制の届出書在中>

居宅介護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

居宅介護特定事業所加算チェックリスト①

令和6年4月時点

<根拠となる基準等>

- こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第543号。以下、「告示」という。）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付 障発第1031001号。以下、「留意事項」という。）
- 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A Vol1～Vol3（平成21年3月12日、4月1日、4月30日）

<各加算区分>

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 特定事業所加算（Ⅰ）所定単位の20/100加算 | 【①～⑩】すべて適合 |
| 特定事業所加算（Ⅱ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑥及び⑦】又は【①～⑥及び⑧～⑨】が適合 |
| 特定事業所加算（Ⅲ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑥及び⑩】が適合 |

<体制要件：①～⑥>

チェック欄

- | | | |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ① | すべての従業者(登録型ヘルパーを含む。以下同じ。)に対し、 <u>従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)</u> を実施又は実施を予定していること。【告示第1号イ(1)】 | |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ア】

「従業者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

○その他【平21.4.30 VOL.3 問2-2】

従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、グループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的 ^① に開催すること。【告示第 1 号イ(2)(一)】	
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)イ】

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として 24 時間 365 日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業員 1 人ひとり^②と個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的^①」とは、概ね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。

居宅介護特定事業所加算チェックリスト②

		チェック欄
③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業員から適宜報告を受けること。【告示第 1 号イ(2)(二)】	

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ウ】準用

「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括支持を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

なお、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

④ 事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。【告示第1号イ(3)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)エ】準用

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

○その他【平21.3.12 VOL.1 問2-4】

従業者が、事業所の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断の受診を希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断の受診結果を証明する書面を提出した場合は、受診した健康診断が労働安全衛生法と同等の定期健康診断であれば、受診したものとしてよい。

○その他【平 27.4.30 VOL.2 問32】

その年度中に健康診断を実施する前に退職した従業員に対しても、退職後に健康診断を実施する必要は無い。

⑤ 運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。【告示第1号イ(4)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)オ】

「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。
なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

居宅介護特定事業所加算チェックリスト③

チェック
欄

⑥ 新規に採用したすべての従業員に対し、熟練した従業員の同行による研修を実施していること。【告示第1号イ(5)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)カ】

「熟練した従業員の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業員（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業員）が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うものとする。

○その他【平 21.4.1 VOL.2 問2-1】

加算の届出日の属する月の前3月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修実績があること。

加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。）

また、当該研修を実施した場合は、サービス提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。

〈人員要件：⑦～⑨〉

⑦	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。【告示第 1 号イ(6)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上 ・ 従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上 ・ 前年度若しくは算定日が属する月の前 3 月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が 100 分の 40 以上
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(二)ア】

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の割合については、前年度(4 月～2 月)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは 1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

「常勤の従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。

なお、事業所で定めた勤務時間(1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)のすべてを勤務している従業者をいう。

○その他【平 21.4.30 VOL.3 問 2-1】【平 21.3.12 VOL.1 問 2-7】

介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成 21 年 3 月 31 日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成 21 年 4 月分の加算の完了から介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

居宅介護及び重度訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供の占める割合」を算出する際に、主に重度訪問介護に従事している常勤の従業者が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

居宅介護特定事業所加算チェックリスト④

<p>チェック 欄</p>

⑧	すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。【告示第1号イ(7)】	
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】

「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

⑨	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。【告示第1号イ(8)】	
---	----------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】

基準によりサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。

<重度障害者対応要件：⑩>

⑩	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の30以上であること。【告示第1号イ(9)】	
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(三)】

前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

居宅介護特定事業所加算チェックリスト（Ⅳ）

特定事業所加算（Ⅳ）チェックリスト①

<根拠となる基準等>

- **こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準**（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 543 号。以下、「告示」という。）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付 障発第 1031001 号。以下、「留意事項」という。）
- 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A Vol1～Vol3（平成 21 年 3 月 12 日、4 月 1 日、4 月 30 日）

<各加算区分>

特定事業所加算（Ⅳ）所定単位の 5/100 加算 【①～⑧】すべて適合

<体制要件：①～⑥>

チェック
欄

①	すべてのサービス提供責任者に対し、 <u>サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し</u> 、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。【告示第 1 号二(2)】	
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)ア】準用

「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、サービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

○その他【平 21.4.30 VOL.3 問 2-2】準用

サービス提供責任者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、グループ分けして作成することも差し支えない。なお、計画については、すべてのサービス提供責任者が概ね 1 年の間に 1 回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

②	<p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的</p>
---	------------------------------------------------------------------------

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)イ】準用

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主幹し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業員1人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

特定事業所加算（Ⅳ）チェックリスト②

③	<p>サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業員から適宜報告を受けること。【告示第1号イ(2)(二)】</p>
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ウ】準用

「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括支持を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

なお、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

④ 事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。【告示第1号二(3)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)エ】準用

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

○その他【平21.3.12 VOL.1 問2-4】準用

従業者が、事業所の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断の受診を希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断の受診結果を証明する書面を提出した場合は、受診した健康診断が労働安全衛生法と同等の定期健康診断であれば、受診したものとしてよい。

○その他【平 27.4.30 VOL.2 問3 2】

その年度中に健康診断を実施する前に退職した従業者に対しても、退職後に健康診断を実施する必要は無い。

⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。【告示第 1 号イ(4)】

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)オ】

「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

特定事業所加算（Ⅳ）チェックリスト③

⑥ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。【告示第 1 号イ(5)】

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)カ】

「熟練した従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

○その他【平 21.4.1 VOL.2 問 2-1】

加算の届出日の属する月の前3月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修実績があること。

加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直

ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。)

また、当該研修を実施した場合は、サービス提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。

〈サービス提供責任者要件：⑦〉

⑦	人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。【告示第1号二(2)】	
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)】準用

人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならない。

〈重度障害者対応要件：⑧〉

⑧	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重度心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の50以上であること。【告示第1号二(4)】	
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(三)】準用

前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とするものを算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる。

重度訪問介護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

重度訪問介護特定事業所加算チェックリスト①

令和6年4月時点

〈根拠となる基準等〉

- こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 543 号。以下、「告示」という。）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付 障発第 1031001 号。以下、「留意事項」という。）
- 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A Vol1～Vol3（平成 21 年 3 月 12 日、4 月 1 日、4 月 30 日）

〈各加算区分〉

特定事業所加算（Ⅰ）所定単位の 20/100 加算	【①～⑪】すべて適合
特定事業所加算（Ⅱ）所定単位の 10/100 加算	【①～⑦及び⑧】又は【①～⑦及び⑨～⑩】が適合
特定事業所加算（Ⅲ）所定単位の 10/100 加算	【①～⑦及び⑪】が適合

〈体制要件：①～⑦〉

		チェック欄
①	すべての従業者(登録型ヘルパーを含む。以下同じ。)に対し、 <u>従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)</u> を実施又は実施を予定していること。【告示第5号イ(1)】	
<p>○留意事項【第二の2(2)⑥の(一)ア】準用</p> <p>「<u>従業者ごとに研修計画を作成</u>」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>○その他【平 21.4.30 VOL.3 問 2-2】</p> <p>従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、グループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての従業者が概ね 1 年の間に 1 回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。</p>		

②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的 ^① に開催すること。【告示第5号イ(2)(一)】	
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(2)⑥のア】

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が従事者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。

ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。

重度訪問介護特定事業所加算チェックリスト②

		チェック欄
③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業員に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。【告示第4号イ(2)(二)】	

○留意事項【第二の2(2)⑥のイ】

「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

④ 事業所のすべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施すること。【告示第5号イ(3)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)エ】準用

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業員も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

○その他【平21.3.12 VOL.1 問2-4】準用

従業員が、事業所の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断の受診を希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断の受診結果を証明する書面を提出した場合は、受診した健康診断が労働安全衛生法と同等の定期健康診断であれば、受診したものとしてよい。

○その他【平27.4.30 VOL.2 問32】

その年度中に健康診断を実施する前に退職した従業員に対しても、退職後に健康診断を実施する必要は無い。

⑤ 運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。【告示第5号イ(4)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)オ】準用

「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

重度訪問介護特定事業所加算チェックリスト③

	チェック欄
<p>⑥ 新規に採用したすべての従業者に対し、<u>熟練した従業者の同行による研修</u>を実施していること。【告示第5号イ(5)】</p> <p>○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)カ】準用 「<u>熟練した従業者の同行による研修</u>」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>○その他【平 21.4.1 VOL.2 問 2-1】準用 加算の届出日の属する月の前3月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修実績があること。 加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。） また、当該研修を実施した場合は、サービス提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。</p>	

<p>⑦ 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。【告示第5号イ(6)】</p> <p>○留意事項【第二の2(2)⑥のウ】 「常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、営業日及び営業時間において土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに特定事業所加算の終了の届出を提出しなければならない。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

重度訪問介護特定事業所加算チェックリスト④

<人員要件：⑧～⑩>

チェック
欄

⑧	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。【告示第5号イ(7)】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上・ 従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上・ 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)ア】準用

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

「常勤の従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。

なお、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務している従業者をいう。

○その他【平21.4.30 VOL.3 問2-1】【平21.3.12 VOL.1 問2-7】準用

介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるのではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月分の加算の完了から介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

居宅介護及び重度訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供の占める割合」を算出する際に、主に重度訪問介護に従事している常勤の従業者が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

⑨	<p>すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6000時間以上の重度訪問介護の実務経験を有する者であること。【告示第5号イ(8)】</p>	
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】準用

「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

○その他【平 21.4.30 VOL. 3 問 3-1】準用

「サービス提供責任者のうち、重度訪問介護従業者として 6000 時間以上の重度訪問介護の実務経験」には日常生活支援事業の実務経験も含まれる。

重度訪問介護特定事業所加算チェックリスト⑤

		チェック欄
⑩	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。【告示第5号イ(9)】	
○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】準用 基準によりサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。		

<重度障害者対応要件：⑪>

⑪	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く)の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。【告示第5号イ(10)】	
○留意事項【第二の2(1)⑬の(三)】準用 前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。		

同行援護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

同行援護特定事業所加算チェックリスト①

令和6年4月時点

<根拠となる基準等>

- こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第543号。以下、「告示」という。）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付 障発第1031001号。以下、「留意事項」という。）
- 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A Vol1～Vol3（平成21年3月12日、4月1日、4月30日）

<各加算区分>

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 特定事業所加算（Ⅰ）所定単位の20/100加算 | 【①～⑩】すべて適合 |
| 特定事業所加算（Ⅱ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑥及び⑦】又は【①～⑥及び⑧～⑨】が適合 |
| 特定事業所加算（Ⅲ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑥及び⑩】が適合 |

<体制要件：①～⑥>

チェック欄

①	<p>すべての従業者(登録型ヘルパーを含む。以下同じ。)に対し、<u>従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)</u>を実施又は実施を予定していること。【告示第9号イ(1)】</p>	
<p>○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ア】準用 「<u>従業者ごとに研修計画を作成</u>」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>○その他【平21.4.30 VOL.3 問2-2】準用 従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、グループ分けして作成することも差し支えない。 なお、計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。</p>		

②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的 ^① に開催すること。【告示第9号イ(2)(一)】	
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)イ】準用

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業員1人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的^①」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

同行援護特定事業所加算チェックリスト②

		チェック欄
③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業員から適宜報告を受けること。【告示第9号イ(2)(二)】	

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ウ】準用

「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括支持を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

なお、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

④ 事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。【告示第4号イ(3)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)エ】準用

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

○その他【平21.3.12 VOL.1 問2-4】準用

従業者が、事業所の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断の受診を希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断の受診結果を証明する書面を提出した場合は、受診した健康診断が労働安全衛生法と同等の定期健康診断であれば、受診したものとしてよい。

○その他【平 27.4.30 VOL.2 問3 2】

その年度中に健康診断を実施する前に退職した従業者に対しても、退職後に健康診断を実施する必要は無い。

⑤ 運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。【告示第9号イ(4)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)オ】準用

「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。
なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

同行援護特定事業所加算チェックリスト③

チェック
欄

⑥ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。【告示第9号イ(5)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)カ】準用

「熟練した従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

○その他【平 21.4.1 VOL.2 問2-1】準用

加算の届出日の属する月の前3月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修実績があること。

加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直

ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。)

また、当該研修を実施した場合は、サービス提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。

〈人員要件：⑦～⑨〉

次のいずれかの要件を満たすこと。【告示第9号イ(6)】

- 従業者の総数のうち介護福祉士、同行援護従事者養成研修修了者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上
- ⑦ • 従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上
- 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上
- 従業者のうち、盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の割合が100分の20以上

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)ア】準用

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

「常勤の従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。

なお、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務している従業者をいう。

○その他【平21.4.30 VOL.3問2-1】【平21.3.12 VOL.1問2-7】準用

介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月分の加算の完了から介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

居宅介護及び重度訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供の占める割合」を算出する際に、主に重度訪問介護に従事している常勤の従業者が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

同行援護特定事業所加算チェックリスト④

		チェック欄
⑧	すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。【告示第9号イ(7)】	
○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】準用 「 <u>実務経験</u> 」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。		
⑨	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。【告示第9号イ(8)】	

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】準用

基準によりサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。

<重度障害者対応要件：⑩>

⑩	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く)の総数のうち障害支援区分5以上である者及び嚔痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。【告示第9号イ(9)】	
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(三)】準用

前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

行動援護特定事業所加算チェックリスト（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

行動援護特定事業所加算チェックリスト①

令和6年4月時点

<根拠となる基準等>

- こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第543号。以下、「告示」という。）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付 障発第1031001号。以下、「留意事項」という。）
- 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A Vol1～Vol3（平成21年3月12日、4月1日、4月30日）

<各加算区分>

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 特定事業所加算（Ⅰ）所定単位の20/100加算 | 【①～⑪】すべて適合 |
| 特定事業所加算（Ⅱ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑦及び⑧】又は【①～⑥及び⑨～⑩】が適合 |
| 特定事業所加算（Ⅲ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑥及び⑪】が適合 |

<体制要件：①～⑦>

チェック欄

①	すべての従業者(登録型ヘルパーを含む。以下同じ。)に対し、 <u>従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)</u> を実施又は実施を予定していること。【告示第13号イ(1)】	
○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ア】準用 「 <u>従業者ごとに研修計画を作成</u> 」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。		
○その他【平21.4.30 VOL.3 問2-2】準用 従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、グループ分けして作成することも差し支えない。 なお、計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。		

②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的 ^① に開催すること。【告示第 13 号イ(2)(一)】	
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)イ】準用

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として 24 時間 365 日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業員 1 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的^①」とは、概ね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。

行動援護特定事業所加算チェックリスト②

		チェック 欄
③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業員から適宜報告を受けること。【告示第 13 号イ(2)(二)】	

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ウ】準用

「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括支持を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

なお、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

④

サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。【告示第13号イ(2)(三)】

○留意事項

ア サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。

イ 医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

ウ 利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ること。

○その他【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2】

問20 行動援護の特定事業所加算の要件に、「サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。」とあるが、どのような情報の提供を受ければよいか。

（答）関係する医療機関や教育機関等がある場合、行動援護事業所がそれらの関係機関と連携し、継続した支援を提供する観点から、医療機関からは服薬の状況や医療面で必要な配慮等に関する情報の提供を受け、また、教育機関からは障害特性に合わせて行われている支援の方法や対応等についての情報の提供を受け、必要に応じて行動援護計画等に反映させることとする。

⑤ 事業所のすべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施すること。【告示第13号イ(3)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)エ】準用

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業員も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

○その他【平21.3.12 VOL.1 問2-4】準用

従業員が、事業所の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断の受診を希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断の受診結果を証明する書面を提出した場合は、受診した健康診断が労働安全衛生法と同等の定期健康診断であれば、受診したものとしてよい。

○その他【平27.4.30 VOL.2 問32】

その年度中に健康診断を実施する前に退職した従業員に対しても、退職後に健康診断を実施する必要は無い。

<p>⑥ 運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。【告示第 13 号イ(4)】</p>	
<p>○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)オ】準用 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。 なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p>	

行動援護特定事業所加算チェックリスト③

	チェック 欄
<p>⑦ 新規に採用したすべての従業員に対し、<u>熟練した従業員の同行による研修</u>を実施していること。【告示第 13 号イ(5)】</p>	
<p>○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)カ】準用 「<u>熟練した従業員の同行による研修</u>」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業員（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業員）が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>○その他【平 21.4.1 VOL.2 問 2-1】準用 加算の届出日の属する月の前 3 月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修実績があること。 加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。） また、当該研修を実施した場合は、サービス提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。</p>	

<人員要件：⑧～⑩>

<p>次のいずれかの要件を満たすこと。【告示第 13 号イ(6)】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従業員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上 ⑧ • 従業員のうち<u>介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者</u>の占める割合が 100 分の 50 以上 • 前年度若しくは算定日が属する月の前 3 月間におけるサービス提供時間のうち<u>常勤の従業員</u>によるサービス提供時間の占める割合 	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>が 100 分の 40 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者のうち 1 名以上が中核的人材育成研修を修了したものであること 	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(二)ア】準用

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の割合については、前年度(4 月～2 月)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは 1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

「常勤の従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。

なお、事業所で定めた勤務時間(1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)のすべてを勤務している従業者をいう。

○その他【平 21.4.30 VOL.3 問 2-1】【平 21.3.12 VOL.1 問 2-7】準用

介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成 21 年 3 月 31 日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成 21 年 4 月分の加算の完了から介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

居宅介護及び重度訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供の占める割合」を算出する際に、主に重度訪問介護に従事している常勤の従業者が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

行動援護特定事業所加算チェックリスト④

		チェック欄
⑨	<p>すべてのサービス提供責任者が 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士、5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは 1 級課程修了者であること。【告示第 13 号イ(7)】</p>	

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】準用

「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

⑩	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。【告示第13号イ(8)】
---	-----------------------------------------------------------------------------

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)イ】準用

基準によりサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。

<重度障害者対応要件：⑪>

⑪	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く)の総数のうち障害程度区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上であること。【告示第13号イ(9)】
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○留意事項【第二の2(1)⑬の(三)】準用

前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

○《参考》その他【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2】(重度障害者支援加算⑤)

問10 重度障害者支援加算において、新たに行動関連項目18点以上の者への支援に対する評価が創設されたが、受給者証には当該加算の該当者であることが記載されることになるのか。

(答) 重度障害者支援加算の該当者であること及び行動関連項目18点以上の該当者であることについては、受給者証に記載されるべきものであるが、記載がない場合には、必要に応じて市町村に確認をとるなどの対応を行うこと。

同行援護・行動援護特定事業所加算チェックリスト（Ⅳ）

特定事業所加算（Ⅳ）チェックリスト①

<根拠となる基準等>

- こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 543 号。以下、「告示」という。）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付 障発第 1031001 号。以下、「留意事項」という。）
- 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A Vol1～Vol3（平成 21 年 3 月 12 日、4 月 1 日、4 月 30 日）

<各加算区分>

特定事業所加算（Ⅳ）所定単位の 5/100 加算 【①～⑧】すべて適合

<体制要件：①～⑥>

チェック
欄

① すべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。【告示第 1 号二(2)】

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)ア】準用

「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、サービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

○その他【平 21.4.30 VOL.3 問 2-2】準用

サービス提供責任者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、グループ分けして作成することも差し支えない。なお、計画については、すべてのサービス提供責任者が概ね 1 年の間に 1 回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的 ^① に開催すること。【告示第 1 号ニ(2)(一)】	
<p>○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)イ】準用</p> <p>「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>なお、利用者に対して、原則として 24 時間 365 日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業員 1 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。</p> <p>また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的^①」とは、概ね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。</p>		

特定事業所加算（Ⅳ）チェックリスト②

③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業員から適宜報告を受けること。【告示第 1 号イ(2)(二)】	
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)ウ】準用

「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括支持を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

なお、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

④ 事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。【告示第1号二(3)】

○留意事項【第二の2(1)⑬の(一)エ】準用

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

○その他【平21.3.12 VOL.1 問2-4】準用

従業者が、事業所の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断の受診を希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断の受診結果を証明する書面を提出した場合は、受診した健康診断が労働安全衛生法と同等の定期健康診断であれば、受診したものとしてよい。

○その他【平 27.4.30 VOL.2 問3 2】

その年度中に健康診断を実施する前に退職した従業者に対しても、退職後に健康診断を実施する必要は無い。

⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。【告示第 1 号イ(4)】

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)オ】

「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。
なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

特定事業所加算（Ⅳ）チェックリスト③

⑥ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。【告示第 1 号イ(5)】

○留意事項【第二の 2(1)⑬の(一)カ】

「熟練した従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

○その他【平 21.4.1 VOL.2 問 2-1】

加算の届出日の属する月の前 3 月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修実績があること。

加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直

ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。)

また、当該研修を実施した場合は、サービス提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。

〈サービス提供責任者要件：⑦〉

- | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦ | 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。【告示第1号二(2)】 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○留意事項【第二の2(1)⑬の(二)】準用

人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならない。

〈重度障害者対応要件：⑧〉

- | | |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧ | 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く)の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。【告示第1号二(4)】 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

○留意事項【第二の2(1)⑬の(三)】準用

前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とするものを算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる。

障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について（令和6年4月から）

- ・指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業員であって下記の資格を有し、専ら指定居宅介護の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置する。
（平成24年東京都条例第155号及び平成24年東京都規則第175号）

サービス提供責任者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）										その他	実務要件	経過措置	
			養成研修課程（1級） 居宅介護従業者	養成研修課程（2級） 居宅介護従業者	訪問介護員（1級）	訪問介護員（2級）	介護職員基礎研修	行動援護従事者（注1）	実践（基礎研修及び実	強度行動障害支援	学院視覚障害学	国立障害者リハビリテーションセンター				研究居宅介護職員初任者
居宅介護	○	○	○		○		○									
行動援護	注4	注4	注4	注2 注4	注4	注4	注4	注4	注3	注3			注2 注4	注2 注4		注3 注4
重度訪問介護	○	○	○	注2	○	注2	○						注2	注2	注5	
同行援護	注6	注6	注6	注2 注6	注6	注2 注6	注6					○	注2 注6	注2 注6		
重度障害者等包括支援	相談支援専門員の資格を有し、3年の実務経験（注7）															

（注1）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

（注2）実務経験3年以上。

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。

（注3）知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に3年以上従事した者

（注4）令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。

（注5）サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

（注6）同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）の修了者

（注7）重度障害者等包括支援の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上ある者

【配置基準】 * 次のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

〔居宅介護・行動援護・同行援護〕

- ① 当該事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人配置
- ② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又は450時間毎に1人配置
- ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人配置
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所の利用者の数が50人又はその端数を増す毎に1人配置

〔重度訪問介護〕

- ① 当該事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人配置
- ② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又は1,000時間毎に1人配置
- ③ 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人配置



質問の多い事項

1 管理者やサービス提供責任者の兼務はどの範囲で可能？

(1) 管理者

常勤・専従。

同一事業所で実施する重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の管理者との兼務は可能。それ以外は管理業務に支障がない場合に限り、当該事業所の従業者（サービス提供責任者・居宅介護員）、または同一の事業者により設置された他の事業所で管理者又は従業者として兼務可能。

(2) サービス提供責任者

常勤・専従。原則として他事業との兼務不可。(※)

ただし、同一事業所の居宅介護員との兼務は可能。また、同一事業所で実施する重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所のサービス提供責任者・居宅介護員との兼務は可能。

(※) 例えば、同一事業所で実施する、居宅介護等事業のサービス提供責任者と、一般相談支援・計画相談支援事業の相談支援専門員とは原則として兼務不可。

なお、介護保険法の指定訪問介護事業所が同一の事業所において、併せて居宅介護事業等を実施する場合には、(1) 管理者及び(2) サービス提供責任者は人員の特例要件により両事業間の兼務が可能。

上記職種については、人員の異動がある都度、指定訪問介護と居宅介護等事業でそれぞれ変更届が必要（届出先は別）

居宅介護員（ヘルパー）の変更は年1回以上の届出。



質問の多い事項

2 サービス提供責任者の配置基準の考え方は？

指定居宅介護、同行援護、行動援護事業所においては、次のいずれかに該当する員数の配置が必要。

- (1) 月間延べサービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに1人以上
- (4) (3)の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

※なお、(3)の基準を適用する際には、変更届出等に必要な書類に加え、東京都障害者サービス情報に掲載している「サービス提供責任者配置基準チェックシート」に必要事項を記入の上、添付願います。

【ホームページ上での掲載場所】

「東京都障害者サービス情報」>>書式ライブラリ>>A【訪問系サービス】指定申請書類・変更届出等(居・重・同・行・重度包括)>>1 指定申請書類(新規立上げ・事業追加)>>サービス提供責任者配置基準チェックシート(利用者数)

また、介護保険法上の訪問介護事業における配置基準との違いに留意が必要。(介護保険法においては(3)の基準のみ)

指定重度訪問介護事業所においては、次のいずれかに該当する員数の配置が必要。

- (1) 月間延べサービス提供時間 1000 時間又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 当該事業所の従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 当該事業所の利用者の数が 10 人又はその端数を増すごとに1人以上



質問の多い事項

3 常勤換算の計算方法について知りたい。

事業所従業員全体の4週間(≒1ヶ月)の勤務延べ時間数(障害福祉サービス分)を、事業所で規定する常勤従業員の1週間の勤務時間数で除したものの。

(例) 常勤従業員1週間の勤務時間が40時間である事業所において、従業員の週平均の勤務時間合計が110時間の場合

$$110 \div 40 = 2.75 \quad \text{≒} \quad 2.7 \text{ (小数第二位以下切捨て)}$$

4 運営規程で定める「主たる対象者」以外の障害分野の利用者から利用申し込みがあった。事業所としては受けることが出来ると考えているが、何か手続きが必要か。また、「通常の事業の実施地域」以外からの利用申し込みについてはどうか。

事業所として、今後その障害分野を対象としていく場合は、「主たる対象者」の変更について変更届の提出が必要。なお、運営規程において「主たる対象者」として設定した障害種別の利用者からの申し込みについては、原則、応諾義務が生じる。

通常の事業の実施地域については、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを行うことを妨げるものではない。なお、運営規程において「通常の事業の実施地域」として設定した地域に居住地を有する利用者からの申し込みについては、原則、応諾義務が生じる。

【主たる対象者として特定できる障害種別(平成26年4月対象拡大後)】

居宅介護 : 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

重度訪問介護 : 身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者・加算対象者以外

同行援護 : 身体障害者・障害児・難病等対象者

行動援護 : 知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

※「特定無し」とした場合、原則、どの障害種別の方からの申し込みも応諾義務が生じる。

同行援護従業者養成研修に相当すると都知事が認めた研修について

平成23年9月22日厚生労働省告示第335号により改正された指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する、同行援護従業者要件の同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると都知事が認めた研修、サービス提供責任者要件の同行援護従業者養成研修課程のうち一般課程に相当すると都知事が認めた研修は、次のとおりとする。

なお、下記研修課程については、平成23年9月30日において研修課程を修了した者、及び同日において受講中の者が修了した場合のみ対象となる。

ア 都が指定した事業者が実施する視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

（平成19年度～）

イ 都内区市町村が実施する視覚障害者移動支援従業者養成研修

※ ア以外で、区市町村において地域生活支援事業の移動支援事業の従業者要件となる研修に限る。

例) 文京区移動支援従業者養成研修

台東区視覚ガイドヘルパー養成研修

杉並区障害者ガイドヘルパー講座

西東京市視覚障害者移動支援研修

ウ 当該養成研修を実施した区域の道府県において、「それに相当すると知事が認めた研修」とされている研修

エ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）（平成20年度～）

※ ただし、ア、イについては、情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識など、同行援護従業者として必要な知識・技術等について、事業者において適宜研修等を行うこと。

特定相談支援事業の指定基準等について

【参考】

特定相談支援事業（※1）の指定基準上必要な人員、設備基準の概要は、以下の表のとおりとなります。なお、特定相談支援事業の指定申請の窓口は、事業所所在地の区市町村となります。

職種		勤務形態	資格要件	人数
人員基準	管理者	原則、専従。 ただし、管理業務に支障がない範囲で兼務可能な場合有り	なし	1人
	相談支援専門員	原則、専従。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない範囲で兼務可能な場合有り（※2）	以下の（1）研修要件と（2）実務要件のいずれも満たすことが必要 （詳細は別紙参照） （1）研修要件 （①又は②のいずれかに該当すること） ①相談支援従事者初任者研修を修了した者 ②上記①を修了した年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（又は相談支援従事者主任研修）を修了した者 （2）実務経験 障害者の直接支援業務及び相談支援業務に3～10年従事した実務経験	1人以上 （※3）
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する事務室		
	受付等のスペース	資料申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース		
	設備及び備品	必要な設備及び備品（例えば、鍵付き書庫、パソコン等）		

※1 「特定相談支援事業」とは、基本相談支援および計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）のいずれも行う事業をいいます。

※2 相談支援専門員が他の職務を兼務しようとする場合には、兼務先の職務の人員基準上、兼務可能である必要があります。

※3 1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。

相談支援専門員の要件

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、①相談支援従事者研修の受講と②実務経験（3年、5年、10年）を要件とします。

①【要件1】相談支援従事者研修の受講

実務経験を有する者は、都道府県等の実施する相談支援従事者研修を受講し、相談支援専門員になることができます。

- ◆ 初めて相談支援専門員の資格を取得する方
 - ア 都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修」を受講します。
 - イ 講義2日と演習5日（演習の間に実習を含む）の合計7日間の全課程を修了する必要があります。
 - ウ 修了後、初任者研修修了証を発行します。
- ◆ 過去に初任者研修を受講し、現に相談支援事業所に従事している方
 - ア 都道府県が実施する「相談支援従事者現任研修」を5年に1回受講することで、相談支援専門員の資格を継続できます。
 - イ 講義1日と演習3日（演習の間に実習を含む）の合計4日間の全課程を修了する必要があります。
 - ※ 「相談支援従事者主任研修」（5日間課程）を修了した場合、「相談支援従事者現任研修」を修了したものとみなします。

②【要件2】実務経験（3年、5年、10年） 以下のとおり

※ H24.3.30 厚生労働省告示第 227 号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」の要約（令和元年9月10日厚生労働省告示第113号改正現在）

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
- ※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上

（実務経験となる業務）

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、イ又はロに掲げる者として相談支援の業務（身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからニに掲げる者が、**相談支援の業務**その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、厚生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者
- ニ 保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者）

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（※1）が、**介護等の業務**（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間

- イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者
- ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

第6 特別支援学校、盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修（訪問介護員2級以上）に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者